

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく令和５年度の日英特惠輸入証明書の発給に関する事項の公表について

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の日英特惠輸入証明書に関する省令（令和２年度農林水産省令第８４号。以下「省令」という。）第４条の規定に基づき、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「協定」という。）に基づく令和５年度の日英特惠輸入証明書（以下「証明書」という。）の発給に関する事項（以下「証明書発給公表」という。）を次のとおり定める。

令和５年４月１日

農林水産省

記

第１ 日英特惠輸入証明書発給申請書の提出期間、提出時間、提出方法

１ 提出期間（持参による提出の場合は、行政機関の休日を除く。）

令和６年４月５日（金）から同年４月１９日（金）まで

２ 提出方法

日英特惠輸入証明書発給申請書（以下「証明書発給申請書」という。）及び証明書発給申請書に添付する書類（以下「申請書類」という。）は、農林水産省共通申請サービスによる電子申請（以下「電子申請」という。）、持参、郵送（書留郵便若しくは配達記録郵便（その取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便をいう。）又はこれらに準ずるもの。以下「書留郵便等」という。）又は電子メールにより提出することができる。

ア 電子申請により提出する場合にあっては、提出期間内に農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスして申請するものとする。

イ 持参により提出する場合にあっては、①午前１０時から正午まで、又は②午後２時から午後４時までの間に提出するものとする。

ウ 書留郵便等により提出する場合にあっては、提出期間内に次の宛先へ必着とする。

（宛先）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関１－２－１

農林水産省（別紙中の「受付担当課（班）」）日英特惠輸入申請担当者 宛

（例：農林水産省 畜産局牛乳乳製品課需給班 日英特惠輸入申請担当者 宛）

エ 電子メールにより提出する場合にあっては、提出期限日に締め切るものとする（電子メールアドレスは別紙中の「メールアドレス」参照）。

また、件名を「日英特惠輸入申請書類の提出（省令第1条に規定する特惠待遇の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとし、電子メール受信の確認のため、送付後速やかに第2の受付担当課（以下の連絡先）まで必ず連絡することとする。

なお、添付するファイルは、メール1通当たり7MB以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の（申請者名）の後に（分割番号／通し番号）を付すこととする。

第2 証明書発給申請書受付の担当課

別紙の「受付担当課（班）」に記載のとおりとする。

第3 証明書発給申請書の申請者の資格

申請者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

1 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、証明書対象物品について税関長から関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第73条第1項の規定による輸入の許可前における貨物の引取りの承認（以下「輸入許可前引取承認」という。）を受けた者であること。

2 協定附属書二-A第三編第B節（以下「協定第B節」という。）第二款1及び4に掲げる物品に係る申請者は、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知。以下「麦基本要領」という。）第4章I第3の17の規定に基づき、農林水産省農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官。以下「農産局長」という。）との間で食糧用輸入麦等の特別売買契約書（麦加工品・調製品）を締結した輸入業者であること。

3 協定第B節第二款9に掲げる物品に係る申請者は、申請書類を提出する時点において、チョコレートの製造設備を有する者であって、かつ、証明書の発給を受ける当該物品をチョコレートの原料として使用した又は使用することが確実と認められる者であること。

第4 申請書類

1 証明書発給申請書（協定第B節第二款1から10までに掲げる物品ごとに作成するもの

とする。) ただし、電子申請の場合は不要。

2 輸入申告番号ごとに、以下の書類を添付すること。

(1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、証明書対象物品について、輸入許可前引取承認を受けていることを証明するための書類の写し（NACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System：輸出入・港湾関連情報処理システム）の「輸入許可前引取承認通知」を電子計算機その他の機器を用いて印刷したもの又は当該通知の電子媒体でも可とする。）

(2) 当該輸入申告に係る原産品申告書の写し（協定第B節第二款1及び4に掲げる物品を除く。）

(3) 別紙中「日英協定附属書2－A第3編第B節第二款」中に記載された番号であるPIC-9に掲げる物品に限り、下記の書類及び資料。ただし、「令和5年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて」（令和5年3月10日付け4輸国第5591号関税割当公表第68号）、令和6年度における経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定附属書1第3編第1節2（48）、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定附属書2－D付録A第B節12及び14、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定附属書2－A第3編第B節21及び25に規定する物品における割当実績を有する者であって、申請時点において②から⑥までの書類の内容に変更のないものは、当該書類の添付を必要としない。

① 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の月別のチョコレート生地製造実績数量等一覧表、無糖ココア調製品等使用実績数量等一覧表及び国産粉乳（チョコレート生地向け）の調達実績一覧表（別記様式1、2及び3）

② チョコレート製造の工場名及びその所在地を記載した書類

③ 工場配置図（縮尺：千分の一）

④ 製造機械配置略図（縮尺：百分の一）

⑤ 工場工程見取図

⑥ チョコレート製造機械設備一覧表（別記様式4）

⑦ この特惠輸入により発給を受けるPIC-9を、チョコレートの製造用にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

3 輸入許可前引取承認から証明書申請までの期間において、申請者の名称変更や移転等により、2（1）の「輸入許可前引取承認通知」に記載された社名や住所等に変更があった場合に、その事実を確認できる書類

第5 証明書の対象物品、発給可能合計数量

1 対象物品

証明書の対象物品は、協定第B節第二款1から10までに掲げる物品であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、輸入許可前引取承認を受けたものであること。

2 発給可能合計数量

令和5年度における経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU協定」という。）附属書2－A第3編第B節2, 3, 4, 9, 12, 13, 16, 20, 21 及び 26に掲げる物品であって当該原産品に対応するものの合計割当数量と日EU協定の下で関税割当てを受けた者が利用したことを農林水産省が第1の1に定める提出期間までに確認した当該原産品の割当数量との差とする。

第6 証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第7 証明書発給基準

1 申請数量の合計が、第5の2に掲げる発給可能合計数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量のとおり発給するものとする。

2 申請数量の合計が、第5の2に掲げる発給可能合計数量を超える場合

輸入許可前引取承認日の日付順に、第5の2に掲げる発給可能合計数量に達するまで申請数量のとおり発給する。

ただし、発給対象となる輸入許可前引取承認日のうち最も遅い日（以下「最終発給対象日」という。）に複数の輸入許可前引取承認がある場合は、最終発給対象日の輸入許可前引取承認は同着とみなし、最終発給対象日について発給できる残数量を、最終発給対象日の申請数量の合計で除した割合に、最終発給対象日の各申請数量を乗じた数量で証明書を発給する。

この場合、算出された数量が1kgに満たない申請者には発給しないものとし、算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

3 協定第B節第二款9に掲げる物品について、申請者に対する発給数量は、申請数量の範囲内において、本証明書発給公表に基づき提出された書類に記載された英国産無糖ココア調製品（チョコレート原料用）等の使用実績数量等を勘案して得る国産粉乳の使用実績数量（脱脂粉乳については、使用量を1.34で除した数量）に3を乗じて得られる数量を限度として定めるものとする。

第8 証明書の発給、発給数量の通知及び停止

- 1 証明書は、令和6年4月30日（火）までに発給するものとし、原則として、書留郵便等の追跡可能な方法により送付するものとする。
- 2 申請者に対する発給数量の通知は、証明書の送付をもって行う。ただし、証明書が発給されなかった申請者に対しても、証明書が発給されない旨を連絡するものとする。
- 3 次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度末までに輸入許可前引取承認を受けたものに係る証明書の発給を停止するものとし、当該期間内における証明書の発給に係る申請は受け付けない。
 - (1) 申請者が証明書に関して法令違反行為を行ったとき。
 - (2) 申請者が本証明書発給公表に違反する行為を行ったとき。
 - (3) 申請者が省令又は本証明書発給公表に定める申請書類その他協定に基づく特惠待遇の適用に関する書類について、虚偽の申請又は報告をしたとき。
 - (4) 申請者が証明書に関して日EU協定の下での関税割当に関する不正行為（意図的な使い残し等）をしたとき。
 - (5) 協定B節第二款1及び4に掲げる物品に係る申請者が、麦基本要領第4章のI第3の6の(1)に規定に基づき、農産局長から麦等の輸入に係る資格の取消しを受けたとき。

第9 証明書発給に関する情報の公表

- 1 農林水産省は、発給するに当たって、次に掲げる事項をウェブサイトにおいて公表するものとする。ただし、(5)について、協定第B節第二款1及び4に掲げる物品の場合にあっては、公表しないものとする。
 - (1) 第5の2に掲げる発給可能合計数量
 - (2) 申請数量の合計
 - (3) 発給数量の合計
 - (4) 最終発給対象日
 - (5) 証明書の発給を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 2 本証明書発給公表に基づき提出された申請書類の記載内容に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)その他関係法令に基づき、適正に管理し、申請内容の審査及び証明書の発給に関連する業務以外には使用しないものとする。ただし、1に掲げる公表のための内容は除くものとする。

第 10 報告

- 1 証明書の発給を受けた者が、証明書の適用に関して法令又は本公表に違反した場合は、遅滞なく、農林水産省に報告しなければならない。
- 2 協定第 B 節第二款 9 に掲げる物品について、証明書の発給を受けた者は、「令和 5 年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて」（令和 5 年 3 月 10 日付け 4 輸国第 5591 号関税割当公表第 69 号）の第 10 の 1 に規定する農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が定める無糖ココア調製品の使用台帳等の様式に則り、当該物品の使用台帳の写し等を令和 6 年 7 月末日までに受付担当課に 1 部提出するものとする。

第 11 その他

- 1 申請書類の提出部数は、それぞれ 1 部ずつとする。
- 2 日英特惠輸入証明書発給申請書等の記載等に関する手続については、日英特惠輸入証明書発給申請書等の記載要領について（令和 2 年 12 月 21 日付け 2 国際第 703 号）によるものとする。
- 3 証明書の発給を受けた者は、令和 6 年 6 月 28 日（金）までに、法その他関税に関する法令の規定に基づき、当該証明書を税関長に提出しなければならない。
- 4 証明書の発給を受けた者は、当該証明書に記載された輸入申告番号につき特惠待遇の適用を受けて、又は当該証明書を第 11 の 3 に規定する期限までに税関長へ提出することなく当該期限を経過して、法第 67 条に規定する輸入の許可を受けたときは、同条の規定に基づき税関長から交付を受けた輸入許可書の写しを添付した上で、遅滞なく、当該証明書を農林水産大臣に返納しなければならない。

なお、返納に当たって、第 2 に規定する受付担当課に対して、原則として、書留郵便等の追跡可能な送付方法により行うものとする。

- 5 証明書の発給に当たって、必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 6 特惠待遇の適用を受け輸入した物品については、必要に応じ、その輸入、使用、販売等の調査を行うものとし、証明書の発給を受けた者は、当該調査に協力するものとする。

日英協定 附属書 2 - A 第3編第B節第二款	対象物品	受付担当課(班)	電話番号	メールアドレス	関税分類番号 (HSコード)	(参考) 日EU協定附属書
PIC-1	小麦製品	農産局農産政策部貿易業務課 麦類需給班	03-6744-1253	kanzei_trq@maff.go.jp	190410・221、190420・221、190430・010、190490・210、 210690・214	T R Q - 1
PIC-2	混合物及び練り生地並びにケーキ ミックス	農産局農産政策部貿易業務課 麦類需給班	03-6744-1253	kanzei_trq@maff.go.jp	190120・222、190120・232、190120・235、190120・243	T R Q - 2
PIC-3	主として小麦で作られた調製食料品	農産局農産政策部貿易業務課 麦類需給班	03-6744-1253	kanzei_trq@maff.go.jp	160290・267、190190・242、190190・247、190190・252、 190190・267	T R Q - 3
PIC-4	大麦又は裸麦の調製食料品	農産局農産政策部貿易業務課 麦類需給班	03-6744-1253	kanzei_trq@maff.go.jp	190120・141、190190・161、190420・231、190490・310、 210690・216	T R Q - 8
PIC-5	コーヒー、茶の混合物、調製食料品 及び練り生地	農産局地域作物課国際調整班	03-6744-2116	tariff_rapd@maff.go.jp	040320・196、040320・236、040320・246、040320・296、 160290・268、170290・219、190120・239、190190・217、 190190・248、190190・253、200899・265、210112・111、 210112・112、210112・246、210120・246、210690・252、 210690・253、210690・271、210690・272、210690・281	T R Q - 1 1
PIC-6	調製食料品	農産局地域作物課国際調整班	03-6744-2116	tariff_rapd@maff.go.jp	200899・266、210690・590	T R Q - 1 2
PIC-7	調製食料品（しょ糖の含有量が全重 量のうち50%を超えるものに限 る。）及びココア粉	農産局地域作物課国際調整班	03-6744-2116	tariff_rapd@maff.go.jp	040320・197、040320・237、040320・247、040320・297、 170113・000、170114・190、180610・110、180610・190、 190190・219、200540・191、200540・199、200551・191、 200551・199、200599・119、210690・282、210690・284、 210690・510	T R Q - 1 5
PIC-8	無糖ココア調製品	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	03-3502-5747	seizo_kanzeiwariate@maff.go.jp	180620・296	T R Q - 1 9
PIC-9	無糖ココア調製品（チョコレート原 料用）	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	03-3502-5747	seizo_kanzeiwariate@maff.go.jp	180620・297	T R Q - 2 0
PIC-10	チーズ	畜産局牛乳乳製品課需給班	03-6744-2127	kanzeiwariate_dairy_maff@maff.go.jp	040610・020、040610・090、040620・100、040630・000、 040640・090、040690・090	T R Q - 2 5

(別記様式1)

チョコレート生地製造実績数量等一覧表

(単位:トン)

	月初在庫	製造数量	月末在庫
年 4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
上期 計			
10月			
11月			
12月			
年 1月			
2月			
3月			
下期 計			
年度 計			

(注) チョコレート生地は、混合機、精鍊機、調温機又はその連続装置により生産される
チョコレートペーストである。

氏 名(法人にあっては名称)

(別記様式2)

無糖ココア調製品等使用実績数量等一覧表

(単位:トン)

区分	無糖ココア調製品(A) (関税割当てによるものであって、CPTPP産及びEU産の 無糖ココア調製品(用途限定無)の関税割当ては含まない)								無糖ココア調製品(B) (特惠輸入 によるもの)	国産粉乳					無糖ココア調製品(C) ((A)及び(B)以外のもの)					
	CPTPPに よるもの	日EU・EPA によるもの	日オース トラリアEPA によるもの	その他のもの					日英EPA によるもの	全粉	脱脂粉乳	その他の 粉乳	全粉乳 換算 計	その他の 粉乳の 種類	CPTPP産		EU産	英国産	その他	計
				CPTPP産	うちオース トラリア産	EU産	その他	計							うちオース トラリア産					
(期初在庫)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		()	()	()	()	()	()
令和 年度上期 計																				
(期末在庫)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		()	()	()	()	()	()
(期初在庫)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		()	()	()	()	()	()
令和 年度下期 計																				
(期末在庫)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		()	()	()	()	()	()

注 1: 全粉乳換算比は、全粉1、脱脂粉乳1.34、その他の粉乳1とする。
注 2: その他の粉乳の種類は、半期の合計についてのみ記入すること。
注 3: (A)、(B)、(C)は、チョコレート生地向けのみの数値とする。
注 4: (A)のCPTPP産の無糖ココア調製品(用途限定無)はTWQ-JP13、(A)のEU産の無糖ココア調製品(用途限定無)はTRQ-19の関税割当てをいう。

(別記様式3)

国産粉乳(チョコレート生地向け)の調達実績一覧表

(単位:トン)

入手時期	粉乳の種類	粉乳の製造メーカー名	購入量	使用量
年度上期				
年度下期				
合 計				

氏名(法人にあっては名称)

(別記様式 4)

チョコレート製造機械設備一覧表

製造業者名 _____
工 場 名 _____

No.	工程別	調 査 対 象 機 器 仕 様			基 数	総合処理 能力(原料 換算)	製造業者	取 得 年月日	取得額	備 考
		機械設備名	型 式	処理能力又 は容能力						

(注) 工場毎に記入